

入札要領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読するほか、入札案内書の内容を十分に理解した上で入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状及び委任者の印鑑証明書を提出してください。

第4条 入札の前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を、北陸財務局から交付を受けた入札保証金振込依頼書を用いて、北陸財務局の預金口座（北陸銀行金沢支店 当座：5121090）に振り込んでください。

- 2 1通の入札保証金振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。
- 3 保管金受入手続添付書（入札保証金振込依頼書の2枚目）、入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。
- 4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更（入札保証金の追加納付を除く）はできません。

第5条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないように記入してください。

- 2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した金融機関（一部金融機関を除く）の預金等口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還口座欄に金融機関名、預金等種別、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。

第6条 北陸財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、その他の入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間〔平成30年2月19日（月）から平成30年3月2日（金）午後5時15分まで〕（必着）に北陸財務局管財部（国有財産売却担当）あて、簡易書留郵便による郵送又は持参によって提出しなければなりません。

- 2 入札関係書類とは以下のものをいいます。
 - (1) 入札書を入れて封をした入札書提出用の封筒
 - (2) 入札保証金提出書
 - (3) 保管金受入手続添付書を貼付した入札保証金振込証明書
 - (4) 役員一覧表（法人による入札の場合のみ必要）
 - (5) 委任状及び委任者の印鑑証明書（代理人による入札の場合のみ必要）

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。ただし、競争参加資格について警察当局の確認を要する場合は、落札決定を留保するに限っては、開札後、「入札辞退届」を提出することができます。この場合、当該入札は無効とします。

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- (2) 入札書に、入札者の住所、氏名の記入及び押印のないもの、若しくは不明瞭なもの
- (3) 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び押印のないもの
- (4) 入札書の内容を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- (5) 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- (6) 第4条に規定する入札保証金提出書の提出のないもの
- (7) 第4条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの、若しくは保管金受入手続添付書の貼付がないもの
- (8) 個人により入札する場合、入札保証金提出書に生年月日の記入がないもの
- (9) 法人により入札する場合、第6条に規定する役員一覧表の提出のないもの
- (10) 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- (11) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- (12) 入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付がない入札をしたもの
- (13) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの（予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は別紙参照）
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」（以下「暴力団」という。）及び、「警察当局から排除要請がある者」が入札したもの（暴対法第2条第2号等は別紙参照）
なお、「警察当局から排除要請がある者」とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいいます。また、落札者（購入者）は、落札後（購入後）においても、「暴力団」及び「警察当局から排除要請がある者」であってはなりません。

- ① 当該物件を「暴力団」の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
(注) 「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良なる風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいいます。

② 次のいずれかに該当するとき

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の「役員等」（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下「役員等」という。）が、「暴力団」又は暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」（以下「暴力団員」という。）であるとき

イ 「役員等」が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、「暴力団」又は「暴力団員」を利用するなどしているとき

ウ 「役員等」が、「暴力団」又は「暴力団員」に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に「暴力団」の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 「役員等」が、「暴力団」又は「暴力団員」と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

オ 「役員等」が、「暴力団」又は「暴力団員」であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

③ 「①」・「②」の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

(15) 第6条に規定する受付期限後に入札したもの

(16) 開札後、「入札辞退届」を提出したもの（競争参加資格について警察当局の確認を要する場合で、落札決定を留保する場合に限る）

(17) 入札関係書類等に虚偽の記載等があるもの

(18) その他入札執行官等が入札関係書類不完全と認めたもの

第9条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、「入札保証金振込依頼書の本人控」の提示を求める等により本人確認を行います。

第10条 最低売却価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。ただし、落札となるべき最高の価格をもって入札した者の競争参加資格について警察当局の確認を要する場合には、落札決定を留保します。当該入札を行った者について競争参加資格を有しないことが確認された場合には、最低売却価格以上で入札した他の者のうち、最高の価格をもって入札した者（競争参加資格を有する者に限る）を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。ただし、落札となるべき同価の入札をした者の競争参加資格について警察当局の確認を要する場合には、くじ引きを留保します。

なお、入札者が開札会場にいない場合は、国の指定した者が「くじ」を引きます。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、その内容〔物件所在地、区分・数量、登記地目、最低売却価格、応札者数、開札結果（落札・不調の別）〕を北陸財務局ウェブサイト（ホームページ）に公表します。

第12条 非居住者（外国為替及び外国貿易法<昭和24年法律第228号>第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第13条 入札保証金は、落札者を除き、第5条第2項に規定する方法により速やかにこれを還付します。ただし、競争参加資格について警察当局の確認を要する場合、落札決定を留保する物件の入札参加者の入札保証金については、落札の有無等を決定するまでの間、「入札辞退届」を提出する者を除き、還付を留保します。

なお、落札者の入札保証金は、第15条に定める契約保証金に充当できます。

第14条 落札者が平成30年4月18日（水）まで〔農地法上の手続きを要する物件や、競争参加資格について警察当局に確認を行う場合で落札決定を留保する場合については、契約期限を別に定めます。〕に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第15条 落札者は、契約を締結しようとするとき、以下のいずれかの方法により、売買代金の全額又は契約保証金を納付しなければなりません（ただし、204号物件については、第2号に規定する方法に限られます）。

(1) 売買代金全額を現金又は銀行振出小切手等で納付する。（入札保証金は、契約締結後、第5条第2項に規定する方法と同様の方法により還付します。）

(2) 契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を、現金若しくは銀行振出小切手等の持参、又は北陸財務局の指定する預金口座（入札保証金を納付する口座とは別の口座）へ振り込む方法により納付する。

第16条 前条第2号の契約保証金は、売買代金全額納付が確認された後に、第5条第2項に規定する方法と同様の方法により還付します。

第17条 落札者と契約を締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分・数量、登記地目、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の区分、法人にあってはその業種）を北陸財務局ウェブサイト（ホームページ）に公表します。

第18条 本要領に定めない事項は全て会計法規の定めるところによって処理します。

以上

○予算決算及び会計令（抄）

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法（抄）

(職員の行為の制限)

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体という。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。